

短期入所生活介護の基準検討結果(共通項目以外)

2 個別事項

【居住系サービス】

| 項 目 | 委任の 類 型 | 検討内容 | 市の考え方 |
|------------------------|------------|---|---|
| (1) 設備に関する事項(短期入所生活介護) | | | |
| ① 居室定員(短期入所生活介護) | | | |
| ○従来型 | 参 酌 | 【国省令】 居室の定員は「4人」以下とすること。 | 【市基準(案)】 ●国省令どおり 【理 由】 居室定員を増やすことは、処遇の質の低下が懸念されるため、現状どおりとする。 |
| ○ユニット型 | 参 酌 | 【国省令】 1ユニットの利用定員「おおむね10人以下」 | 【市基準(案)】 ●国省令どおり 【理 由】 居室定員を増やすことは、処遇の質の低下が懸念されるため、現状どおりとする。 |
| ② 廊下の幅 | 参 酌 | 【国省令】 廊下の幅は、1.8m以上、中廊下の幅は、2.7m以上 | 【市基準(案)】 ●国省令どおり |
| (2) その他共通項目以外の項目 | | | |
| ① 環境保全等への取り組み | | 省エネルギー対策、県材利用、地場食品利用の推進等の規定を新たに設けるか。利用者のサービス向上につながる環境保全等への取り組みを新たに設けるか。 | 条例では規定を設けず、指導指針・要綱等で規定するに止める。 |